

# 我が国におけるコーポレート・ガバナンス制度のあり方について(概要)

2006年6月20日  
(社)日本経済団体連合会

▽近年、企業不祥事の発生を契機に、各界でコーポレート・ガバナンス(以下、CG)に関する議論が活発化しているが、とかく目先の表面的な事象に捉われ、各国の文化、風土、制度、商慣習、資本市場における取引実態等の違いを十分に認識しているとは考え難い議論が行なわれがち

▽本来、企業の不正行為の防止ならびに競争力・収益力の向上という2つの視点を総合的に捉え、長期的な企業価値の増大のための実効あるCGのあり方についての検討が重要

## 1. コーポレート・ガバナンスに関する取組み

### (1) 日本における取組み

- ①商法・会社法: 一貫して監査制度を強化。監査役制度と委員会設置会社制度の選択制
- ②証券取引法: 有価証券報告書におけるCG情報の開示の義務化
- ③東証: 上場会社CG原則の公表、CG報告制度の導入

→わが国では、上記のような制度改正を睨みつつ、企業自らが、様々な具体的取組みを実施

### (2) 諸外国における取組み

各国(米国、英国、ドイツ、フランス、OECD)においても、CGについて様々な取組みが見られるが、国際的にコンセンサスを得られた具体的手法は存在せず、各国の事情に応じて試行錯誤の段階

## 2. 我が国のコーポレート・ガバナンス制度のあり方についての基本的考え方

- (1) 企業は、CSRを重視し、株主と同時に多様なステークホルダーに配慮した経営を行なっていく必要があり、企業が社会の公器としての役割を担っているとの視点を重視
- (2) 企業の取組みについて、特定の手法、仕組みを限定すべきではなく多様な取組みを尊重するとともに、各社が自社にとって有効と考える施策を機動的に導入できるよう柔軟性の高い枠組みが必要
- (3) 形式ではなく、実質に着目して、実効性のある取組みを推進すべき
- (4) 政府や証券取引所がCGの具体的手法等を特定の方向に誘導すべきではなく、企業の具体的な取組みに対する評価は市場による判断に委ねるべき

## 3. 社外取締役の導入義務化、社外役員の独立性強化に対する考え方

社外取締役の導入義務化、社外役員の独立性強化には反対

- (1) 諸外国との制度等の相違を踏まえるべき
- (2) 監査役機能の強化、委員会設置会社制度の活用等の効果を見極めるべき
- (3) 社外監査役・社外取締役の適格性は、形式的な要件ではなく、総合的、実質的に判断すべき

## 4. コーポレート・ガバナンスの実効性向上のための制度整備

- (1) 企業が実効あるIR活動ができるよう、「真の株主」を把握できる仕組みを導入
- (2) 長期保有株主に、配当や議決権、税制等の面で恩典を付与
- (3) 委員会制度(3委員会の強制設置)を見直し、各委員会の柔軟な利用を可能に